

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかこの積載荷重を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかこの積載荷重は、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に掲げる昇降機</p> <p>イ 昇降行程がメートル以下かつ最大定員が一名で住戸内に設置されるもの（車椅子使用者が使用するものを除く。） 九百</p> <p>ロ かこの床面積が一平方メートル以下で住戸内に設置されるもの（イに該当するものを除く。） 床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ千三百以上の数値</p> <p>ハ イ又はロに該当する以外のもの かこの床面積が二平方メートル以下のものにあつては千八百、床面積が二平方メートルを超え二・二五平方メートル以下のものにあつては二千四百</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかこの積載荷重を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の五第二項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかこの積載荷重は、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に掲げる昇降機</p> <p>かこの床面積が二平方メートル以下のものにあつては千八百、床面積が二平方メートルを超え二・二五平方メートル以下のものにあつては二千四百</p>